

町民の声をまちづくりに

(町民に開かれた議会)

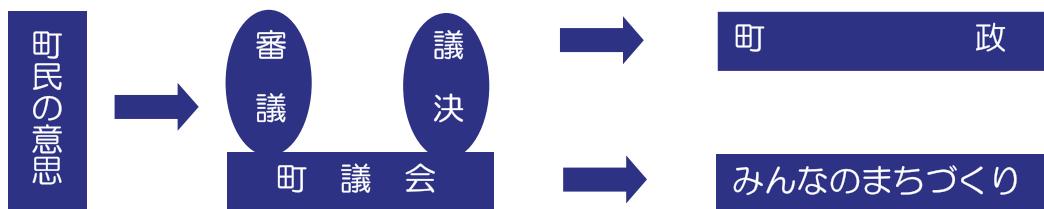
第19条 議会は、十分な討論により町政の争点を明らかにし、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会の運営をめざします。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に提供し、広く町民の声を聞く機会を設けるようにします。

(議員の役割)

第20条 議員は、町民の信頼にこたえて条例のめざすところを実現するために努力し、公正で誠実に職務を行います。

2 議員は、まちづくりについて自らの考えを明らかにして町民の声を聴き、これを政策作りと議会の運営に活かすように努めます。



第6章 町民のための行政

<第1節 町長及び職員の役割>



(町長の役割)

第21条 町長は、町の代表者として統率力や指導力を発揮し、町民の信頼にこたえて公正で誠実なまちづくりを行います。また、行政運営の最高責任者として、町民全体の幸せのため、町民の意思が反映される行政運営を行います。

(職員の役割)

第22条 職員は、町政を支える役割があることを認識し、この条例を守って仕事を行います。

2 職員は、自らが地域社会の一員であることを自覚しながら、いつも町民の立場に立って仕事を行います。

3 職員は、仕事に責任を持ち、必要な能力を自ら高めるように努めます。

町民のための行政

